

第4部会の審議の進め方（案）

1 進め方

- 新基本構想に盛り込む内容の審議及び調整部会への報告準備は、基本構想審議会全体会・資料19で示された方法により進める。
- 審議分野の審議順は、「行財政運営」・「ICT」・「協働」の順に行う。

2 上記1を踏まえた部会日程と主な審議内容

日 程		主な内容
第1回	10月20日（火）	・部会の進め方について ・個別テーマ検討（行財政運営）
第2回	11月4日（水）	・個別テーマ検討（ICT）
第3回	12月1日（火）	・個別テーマ検討（協働）
第4回	12月15日（火）	・審議の総括、共通様式の完成

3 調整部会への報告（部会審議まとめ）に当たっての留意事項

- 第4部会の各審議分野は、「目的」ではなく、目的を実現するための「手段」としての要素が強いことから、調整部会への報告を工夫する必要がある。
- そのため、審議会全体会で示された共通様式（様式2-1、2-2）の一部について、加工したうえ、報告資料を完成させることとする（具体的な加工イメージは別添のとおり）。